

新見市サテライトオフィス進出検討補助金交付要綱

令和5年12月28日

告示第181号

(趣旨)

第1条 この告示は、テレワークの普及などにより、市外企業等における本市へのサテライトオフィス設置や移住を促進させるため、市外企業等が本市への視察を行う経費の一部に対し、予算の範囲内において新見市サテライトオフィス進出検討補助金(以下、「補助金」という。)を交付することについて、新見市補助金等交付規則(平成17年新見市規則第63号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) サテライトオフィス 企業等の本拠地から離れた所に設置された遠隔勤務をするためのオフィスをいう。

(2) 企業等 企業及びその他の団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる(1)及び(2)の要件を満たし、かつ(3)から(5)のいずれかに該当する視察等により本市に滞在する企業等とする。

(1) 本拠地が、岡山県外に所在すること。

(2) 本市内に支店、営業所、事務所等を有していないこと。

(3) 本市内にサテライトオフィスの設置を検討していること。

(4) テレワークの活用等を通して柔軟な働き方を推進していること。

(5) その他、市長が適当と認める企業等。

2 次のいずれかに該当する企業等は補助金の交付対象としないものとする。

(1) 市の他の補助金の交付を受けているもの

(2) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とするもの

(3) 公の秩序または善良な風俗に反するもの

(4) 国又は地方公共団体等の公的機関

(5) 公的機関から同種の助成金等を重複して交付を受けているもの

(6) 特定の商品の販売若しくは販売の斡旋を行うもの

(7) その他補助することが適当でないとするもの

(補助要件)

第4条 補助金の交付を受けるうえで、次に掲げる全てを満たすこととする。

(1) 本市内に1泊以上滞在(2泊以上する場合は連泊に限る、宿泊施設の変更は可)すること。

(2) 視察期間中に行政や商工団体、教育機関等との意見交換会を行うこと。

(3) 視察期間後に本市所定の様式にて報告書等を提出すること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、次に掲げる本市への視察に要する経費とする。

(1) 視察期間中の本市内での宿泊費（宿泊施設は本市内に限る）

(2) 企業等の本拠地等から本市までの交通費

(3) 視察期間中に使用する車両の賃料

(4) 視察中にテレワークをするために利用する施設利用料

2 前項第2号で定めるもののうち、高速道路を利用した場合の料金は、本市内のインターチェンジを利用した場合に限る。

(補助金の交付額)

第6条 交付すべき補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額又は視察者の数に3万円を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

2 1回の視察につき、補助の対象となる視察者数は1社あたり4名までとする。

3 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする企業等は、新見市サテライトオフィス進出検討補助金交付申請書（様式第1号）を市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合、内容を審査し、適当と認められたときは、規則第7条の規定により通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 規則に定める補助事業者等（以下、「補助事業者等」という）は、補助事業等について変更等の承認を受けようとする場合は、規則第10条に定める方法によらなければならない。ただし、事業の目的達成に影響のない軽易な変更については、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者等が、次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金を受け取ったとき

(2) その他市長が補助金の支給を不適切と認めたとき

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、視察期間終了から起算して、30日以内に新見市サテライトオフィス進出検討補助金実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支出が確認できる書類

(2) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は前項の報告書等を審査し、補助金の交付が適当と認められるときは、補助金を

交付するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。